

務	00	01	30年
(令和38年3月末まで保存)			

運 免 第 9 6 号
(交 企 、 交 指 、 交 規)

令 和 7 年 5 月 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

道路交通法施行規則等の改正に伴う運用上の留意事項について

令和6年11月13日に公布された道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第98号。以下「改正府令」という。）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和6年国家公安委員会告示第48号）の趣旨及び内容については、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について」（令和6年11月28日付け運免第727号）で示したところであるが、改正に伴い、総排気量125cc以下の二輪車の最高出力を現行の原付と同等レベルの4.0キロワット以下に制御した二輪車（以下「新基準原付」という。）を原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）で運転することができるようになるところ、これに係る運用上の留意事項については下記のとおりであるので、改正府令が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 新基準原付に関する改正規定の内容

原付免許で運転することができる一般原動機付自転車（原動機付自転車のうち道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第10号イに該当するものをいう。以下「一般原付」という。）には、改正府令制定前から規定されている

- 総排気量50cc以下又は定格出力0.60キロワット以下の二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のもの。
- 上記に該当するもの以外のものであって総排気量20cc以下又は定格出力0.25キロワット以下の三輪以上のもの。

に加えて、改正府令により、

- 構造上出すことができる最高出力を4.0キロワット以下に制御した総排気量

125cc以下の二輪車。

も同様に一般原付とされることとなった。

他方で、最高出力が4.0キロワットを超える総排気量50cc超125cc以下の二輪車は、引き続き普通自動二輪車に該当し、これを運転するためには普通自動二輪車免許(小型限定を含む。)が必要となることに留意すること。

なお、改正府令の公布と同日に、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(令和6年国土交通省令第99号)が公布・施行され、新基準原付は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)における原動機付自転車の区分としても、一般原付に相当する第一種原動機付自転車として区分されることとなったことにも留意すること。

2 外見識別関係

(1) ナンバープレートについて

改正府令の施行後は、総排気量50cc超125cc以下の二輪車について、

- 一般原付に該当する最高出力4.0キロワット以下の新基準原付
- 普通自動二輪車に該当する総排気量は同じでも最高出力が制御されていない
外見上は類似した異なる扱いの車両
とが並存することになる。

この点、総排気量125cc以下の二輪車は、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく軽自動車税を賦課するため、課税標識としてナンバープレートの交付を受けなければならないことが、各市区町村の条例で定められている。また、全ての都道府県の公安委員会規則で、法第71条第6号の委任を受けた公安委員会が定める運転者の遵守事項として、原動機付自転車を運転するときは当該ナンバープレートを表示しなければならないことが定められている。

この課税標識であるナンバープレートの地の塗色は総排気量等に応じて区別されており、一般原付に該当する総排気量50cc以下の原動機付自転車に表示されるナンバープレートの塗色は白色であるが、総排気量が50cc超90cc以下の原動機付自転車のナンバープレートは薄黄色、総排気量90cc超125cc以下の原動機付自転車のナンバープレートは薄桃色となっている(別添1参照)。

今般の改正府令及び道路運送車両法施行規則の改正を踏まえ、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)により改正された地方税法では、新基準原付には改正府令の施行前の一般原付と同様の軽自動車税を賦課することとされたため、最高出力が4.0キロワット以下の新基準原付は総排気量50cc超であるが、交付されるナンバープレートは改正府令の施行前の一般原付と同様の白色となる。

このように、課税標識であるナンバープレートは、外見上の識別手段として有効と考えられることから、交通指導・取締部門に周知を徹底すること。

(2) その他の識別手段について

道路運送車両法施行規則では、総排気量50cc超125cc以下の二輪車を第二種原動機付自転車としているところ、かつて関係省庁から二輪車業界に行われた要請により主要二輪車メーカーの生産する第二種原動機付自転車には、識別のために後部に白色△印を、前部フェンダーに白帯を付している。今回の道路運送車両法施行規則改正により、新基準原付は第一種原動機付自転車として区分されることになったため、これらの表示はされないことに留意すること。

また、主要二輪車メーカーの生産する原動機付自転車は、一般的に国土交通大臣より型式認定を受けているが、第一種原動機付自転車と第二種原動機付自転車は、型式認定番号標で区別することが可能（別添2①参照）であるため、外見上は類似した新基準原付と普通自動二輪車を識別する手段の一つになると考えられることから、交通指導・取締部門において周知すること。

加えて、国土交通大臣による型式認定を受けない場合でも、国土交通大臣が認めた機関が最高出力確認を行い、最高出力が4.0キロワット以下に抑えられていることを証明する「最高出力確認制度」が設けられ、新基準原付に該当する場合は、確認済みである証明シール（別添2②参照）を交付することとなっていることから、併せて参照すること。

3 販売事業者等と連携した広報啓発

(1) 販売事業者等と連携した周知

原付免許で運転できるのは、あくまでも最高出力が制御されることで現行の原動機付自転車と同等といえる新基準原付に限られることから、あたかも「出力を抑えていない総排気量125cc以下の普通自動二輪車が原付免許で運転できる対象になった」との誤解が生じないように、販売事業者等をはじめとする関係機関や関係団体と連携して、各種媒体（運転免許試験場等における掲示、各都道府県警察のウェブサイトやSNS等）を活用し、周知の徹底に努めること。

また、新基準原付については、そのナンバープレートが一般原付と同じく白色であること等による外見上の識別方法等についても、周知すること。

(2) 取得時講習における周知

ア 法第108条の2第1項第6号に規定されている一般原付の運転に関する講習を受講する原付免許新規取得者に対しては、改正府令に併せて交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）も改正されたことを踏まえ、新基準原付に係る内容を説明するとともに、一般原付を購入する際には、総排気量に加えて最高出力も販売者等に確認するよう周知し、原付免許で運転することができる車両や新基準原付に適用される法の規定について誤解を生じさせないよう留意すること。

イ 法第108条の2第1項第4号に規定されている自動車の運転に関する講習を受講する大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許の新規取得者に対しても、上記アと同様に、新基準原付に係る内容を説明することに留意すること。

4 その他の留意事項

(1) 交通規制関係について

新基準原付は、改正府令の施行後は一般原付に該当することから、特段の措置を講じなくても、原付を対象とした交通規制の対象となる。また、新基準原付は車体の大きさに係る規定は設けられていないが、改正府令の施行前の一般原付と比べて排気量が大きくなることから、改正府令の施行前よりも車体が多い場合があることも踏まえ、補助標識等で「原付を除く」等とするなど、一般原付を個別に規制対象から除外し、又は規制対象とした交通規制を実施している箇所について、必要に応じて規制対象を見直すなど、道路環境等に応じた適切な交通規制となるよう対応すること。

(2) 法令の適用関係について

新基準原付は、一般原付に該当するものであり、従前、一般原付に適用されてきた法の規定がそのまま適用されることから、

- 原則として道路の左側端を走行すること（法第18条第1項）
- いわゆる二段階右折を行うこと（法第34条第5項）
- 乗車用ヘルメットの着用を行うこと（法第71条の4第2項）
- 法定速度は時速30キロメートルであること（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第11条）
- 乗車人員は、一人を超えないこと（道路交通法施行令第23条第1号）

といった規定が適用されることに留意すること。

また、新基準原付は道路運送車両法上は原動機付自転車に区分されるため、引き続き高速自動車国道及び自動車専用道路を通行することはできないことに留意すること（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第2条及び第17条第1項並びに道路法（昭和27年法律第180号）第2条及び第48条の11）。

【参考資料】

別添1 道路運送車両法の車両区分とナンバープレート

別添2 型式認定番号標及び最高出力確認結果に係る表示について

別添3 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）に係る官報（抜粋）

別添4 新基準原付の課税上の取扱い等について（令和7年4月1日付け総税市第28号）

担当 運転免許課企画係